

窃盗未遂排斥からの窃盗既遂が認められた事例

(東京高裁平成 21 年 12 月 22 日第 2 刑事部判決¹)

1、事実の概要

被告人は、大型店舗の 3 階家電売場に陳列してあった液晶テレビ(幅 469mm、高さ 409mm、奥行き 167mm、以下「本件テレビ」という。)を盗む目的で買い物カートに乗せ、レジで精算せずに買い物カートを押したまま同じフロアにあるトイレに持ち込み、トイレ内の洗面台の下に設置されている観音開きの扉がついた収納棚の中に本件テレビを隠し入れた。

そして、被告人は、トイレから出て売り場に戻り、本件テレビを入れて店外に持ち出すための袋を購入した。しかし、その際の言動に不審を感じた店員から連絡を受けた警備員が被告人の後をつけてトイレに入り、洗面台の下の収納棚の扉を開けて中を確認したところ、本件テレビが発見された。警備員は防犯カメラに撮影されていた映像で被告人が本件テレビをトイレに持ち込んだことを確認した上で、店舗 1 階の入り口付近にいた被告人を取り押さえた。

本件テレビは未だ店外に搬出されていないが、かかる場合にも窃盗罪の既遂といえるか。

2、判旨

被告人は、本件テレビをトイレの収納棚に隠し入れた時点で、被害者である本件店舗関係者が把握困難な場所に本件テレビを移動させたのであり、しかも上記のように被告人が袋を買う際に不信を抱かれなければこれを店外に運び出すことが十分可能な状態に置いたのであるから、本件テレビを被害者の支配内から自己の支配内に移したといえることができ、本件窃盗を既遂と認めた原判決は正当であって、原判決に事実の誤認はない。

3、研究(窃盗の既遂時期、事案の特殊性、百Ⅱ32 との整合性)

窃盗の既遂時期について、判例は、「不法に領得する意思を以って、事実上他人の支配内に存する物体を自己の支配内に移したとき」とし²、目的財物を自由に処分できる安全な位置まで移動したことまでは要しないと判事しており、取得説³に立つと解される。そして、具体的な既遂時期の判断は、事案毎に、その財物の性質・形状、犯行の場所的・時間的状況などの諸般の事情を勘案して行われる。そして、犯人が財物を被害者の支配管理が及ぶ領域の外に持ち出す以前であっても、最終的に財物を奪取する高度の蓋然性が極めて高い状況に陥った場合には窃盗は既遂に達すると考えられる。

本件店舗は 7 階建ての大型店舗であり、警備員が複数名配置され、監視カメラによる監視も行われていたことや本件テレビの大きさ(推定 22 インチ)に照らせば、被告人が店の従業員らに怪しまれずに本件テレビを店外に持ち出すのは困難又は不可能であるから、被告人が本件テレビを本件店舗内のトイレに設置された収納棚に隠しただけで、店外に搬出していない時点では、未だ本件店舗の占有を排斥して自己の支配下に置いたとはいえないとも思える。しかし、上記のとおり、被告人が袋を購入する際の言動に不審を感じた店員の機転がなければ、被告人は購入した袋に本件テレビを隠し入れて店外に持ち出すことが十分可能だったといえ、自己の支配内に移したといえる。

百選Ⅱ32 裁判例⁴では、商品入りの買い物かごをレジの外に出した時点で窃盗は既遂になると判事している。レジの外に出た時点では商品は未だ店舗所有の籠の中にあるから、商品の占有は店舗側にあるとも思える(この考えだと、商品をレジ袋に入れた時点で占有が移転し、窃盗既遂となる。)。しかし、レジを出た時点で他の買い物客との区別をつけることが困難となることから、商品を自己の支配内に移したと評価できる。

¹東京高裁平成 21 年 12 月 22 日第 2 刑事部判決、判タ 1333 号 282 頁。

²最高裁昭和 23 年 10 月 23 日第二小法廷判決、刑集 2 卷 11 号 1396 頁。

³犯人が目的財物に対する他人の占有を排斥して、自己または第三者の占有に移したとき

⁴東京高裁平成 4 年 10 月 28 日判決、判タ 823 号 252 頁。